

EPO 拡大審判部、「ブロッコリ事件」に関する付託質問について意見募集を開始

2013 年 8 月 8 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁 (EPO) は、8 月 7 日、「ブロッコリ事件」(T83/05) において、植物の生産の本質的に生物学的な方法に関する発明の特許性に関し同庁の技術審判部 (以下「技術審判部」という。) から付託された質問 (G2/13) に関し、同庁の拡大審判部 (以下「拡大審判部」という。) が第三者からの意見募集を開始した旨、同庁のウェブサイトで公表した。

EPO のウェブサイトによれば、付託された当該質問に関する第三者の意見は、EPO 拡大審判部手続規則第 10 条の規定に従って、EPO の公式言語である英・独・仏語のいずれかによる書面にて提出することができるとされている。また、提出された意見が適切に検討されるのを確実にするために、当該書面は、事件番号 (G2/13) を付記した上で、11 月末日までに拡大審判部の登記部に提出するよう推奨されている。さらに、各意見と併せて、引用文献のリストに加え、過去に提出されていなかった引用文献の紙又は CD/DVD 形式による写しも提出すべきとされている。

「植物または動物の生産の本質的に生物学的な方法」は、欧州特許条約 (EPC) 第 53 条 (b) において特許の対象から除外されている。これを踏まえ、本「ブロッコリ事件」及び「トマト事件」(T1242/06) については、技術審判部から付託された質問について、交配と選別による植物の生産方法は、植物の全体の遺伝子の交配やそれに続く植物の選別の段階の実施を可能にしたり補助したりするのに役立つ技術的な段階を単に包含するというだけでは、植物の生産の本質的に生物学的な方法であって、特許の対象から除外されるとの審決 (G2/07 及び G1/08) が、2010 年 12 月に拡大審判部から下されていた。これに対し、特許権者は、クレームを植物の生産の本質的に生物学的な方法で得られた物の形式 (いわゆるプロダクト・バイ・プロセス・クレーム) に補正する意向を示したことから、技術審判部は、本年 7 月 8 日に「ブロッコリ事件」(T83/05) において拡大審判部に以下の質問を付託していた。

< 拡大審判部へ付託された質問 >

1. EPC 第 53 条(b)の、植物の生産の本質的に生物学的な方法の除外は、植物、又は植物の部分のような植物材料に向けられた、物のクレームの特許性について、否定的な効果を有するか？

2. 特に、
 - (a) 植物品種以外の、植物又は植物材料に向けられた、プロダクト・バイ・プロセス・ク

クレームは、その方法の特徴が、植物の生産の本質的に生物学的な方法を定義する場合、特許性があるか？

- (b) 植物品種以外の、植物又は植物材料に向けられたクレームは、クレームされた主題を生成するために出願日に利用可能だった唯一の方法が、特許出願に開示された、植物の生産の本質的に生物学的な方法である場合であっても、特許性があるか？
3. 物のクレームによって与えられる保護が、EPC 第 53 条(b)のもとでそれ自体除外される、植物の生産の本質的に生物学的な方法による、クレームされた物の生産を包含することは、質問 1 及び 2 の文脈において、関連性があるか？
4. 植物品種以外の、植物又は植物材料に向けられたクレームが、EPC 第 53 条(b)のもとで除外される植物の生産の本質的に生物学的な方法による、クレームされた物の生産を包含するという理由で、特許性が無いと考えられる場合、除外される方法を「除く (disclaiming)」ことによって、そのような生産のための保護を放棄することは可能か？

欧州においては、品種改良による動植物の生産方法の特許性に関して、政治レベルでの関心が極めて高い。欧州議会は、2012 年 5 月 10 日、従来型の主に交配による品種改良方法に起因する製品やそれに用いられる品種改良材料についても、特許付与の対象から除外することを求める決議を行っている。また、ドイツにおいては、本件に係る質問が付託される直前の本年 7 月 5 日、現行制度において特許の保護対象から除外されている「植物若しくは動物を育成するための本質的に生物学的な方法」について、当該方法「のみ」によって得られた「植物若しくは動物」それ自体も、特許の保護対象から除外するよう明確化する特許法改正法案がドイツ連邦参議院を通過し、同法案の内容に従って特許法が改正されることとなっている。

<参考>

EPO 拡大審判部手続規則第 10 条 第三者による意見

- (1) EPC 第 112 条の下での審理において、当該審理において提起された法的論点に関し第三者によって拡大審判部に送付されたいかなる意見書面についても、拡大審判部によって適宜処理され得る。
- (2) 拡大審判部は、適切と考えられる場合には、そのような意見に関連するさらなる条件について、欧州特許庁官報にて公表することができる。

EPC 第 53 条 特許性の例外

欧州特許は、次のものについては、付与されない。

- (a) その商業的利用が公の秩序または善良の風俗に反する虞のある発明。ただし、その利用が、一部または全部の締約国において法律または規則によって禁止されているという理由のみで公の秩序または善良の風俗に反しているとはみなされない。

- (b) 植物及び動物の品種または植物または動物の生産の本質的に生物学的な方法。ただし、この規定は、微生物学的方法または微生物学的方法による生産物については、適用しない。
- (c) 手術または治療による人体または動物の体の処置方法及び人体または動物の体の診断方法。この規定は、これらの方法の何れかで使用するための生産物、特に物質または組成物には適用しない。

- EPO ウェブサイトにおける当該意見募集開始に関する情報は、以下参照 —
[Communication from the Enlarged Board of Appeal concerning case G 2/13](#)
- 拡大審判部への付託質問 (G2/13) に関する EPO のプレスリリースは、以下参照 —
[Technical Board submits questions in the “Broccoli” patent case](#)
- 技術審判部の「ブロッコリ事件」(T83/05) に関する決定は、以下参照 —
[Interlocutory Decision of the Technical Board of Appeal 3.3.04 of 8 July 2013 \(PDF\)](#)
- EPO 拡大審判部手続規則は、以下参照 —
[Administrative Council Decision of the Administrative Council of 7 December 2006 approving amendments to the Rules of Procedure of the Enlarged Board of Appeal of the European Patent Office \(PDF\)](#)
- ブロッコリ事件 (G2/07) およびトマト事件 (G1/08) に関する EPO 拡大審判部の審決についての欧州知的財産権ニュースは、以下参照 —
[EPO 拡大審判部、交配を含む植物の生産方法に対して特許性を認めない審決 \(2010 年 12 月 11 日\) \(PDF\)](#)
- 欧州議会の本質的に生物学的な方法の特許性に関する決議についての欧州知的財産権ニュースは、以下参照 —
[欧州議会、本質的に生物学的な方法の特許性に関する決議を採択 \(2012 年 5 月 12 日\) \(PDF\)](#)
- ドイツの特許法改正についての欧州知的財産権ニュースは、以下参照 —
[ドイツ連邦参議院が特許法改正法案を可決 — ドイツ特許法改正へ \(2013 年 7 月 22 日\) \(PDF\)](#)

(以上)